

平成28年度おしやれなまさき推進事業

義農橋・庚申橋・北小児童クラブをおしやれに

「おしやれなまさき推進事業」は、町が行う各種事業に、おしやれなイメージを付加する事業です。

平成28年度は、3カ所の工事を行いました。実施に当たっては、デザイン関連の女性の有識者などに助言をもらっています。

本年度も引き続き、さまざまな事業の中におしやれなイメージを付加し、「おしやれなまさき」を推進していきます。

●まちづくり課管理係

(義農橋・庚申橋) ☎985-4156
福祉課児童福祉係

(北小児童クラブ) ☎985-4114

北伊予小学校
児童クラブ

歩道を花柄の「インターロッキング」にしました。

義農橋
(宗意原)

▲親柱とデザインパネルを設置しました。



「麦と麦俵」のデザインパネル

庚申橋
(東古泉)

▶グレーベージュ色の高欄(防護柵)を設置しました。

4月6日～15日 春の全国交通安全運動

子ども・高齢者の交通事故を防ぎましょう

「春の全国交通安全運動」が始まります。この機会に、一人一人が交通ルールを見直し、思いやりと譲り合いの心を持って交通事故を防ぎましょう。

▼自転車の安全利用

・自転車運転は、車道の左側が原則です。やむを得ず歩道を走行するときは、歩行者を優先し、車道寄りを徐行しましょう。
・「飲酒運転、二人乗りや並進はしない」、「信号や一時停止を守る」など交通ルールを守りましょう。
・夜間はライトをつけましょう。
・ヘルメットを着用しましょう。

▼シートベルト・チャイルドシートの正しい着用

自動車に乗るときは、全ての座席でシートベルトを締めましょう。子どもは、チャイルドシートを設置して乗せるようにしましょう。

▼飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。お酒を勧めた人や同乗者も罪に問われることがあります。地域や家庭から飲酒運転をなくしましょう。

●伊予警察署

☎982-0110

町民課コミュニティ係

☎985-4228

4月3日から

障がい者にタクシー助成券を交付します

タクシー初乗り料金の助成券を4月3日(月)から交付します。

▼対象者 町内在住で次のいずれかの手帳を持っている人

※町外の施設入所者は対象外

①身体障がい者手帳(1級～3級)

②療育手帳(A・B)

③精神障がい者保健福祉手帳(1級・2級)

▼申請手続き 手帳と印鑑を持つ

て、福祉課障がい福祉係へお越しください。

▼利用できるタクシー(一部)

松前交通タクシー、岡田タクシー、きたいよ、であい介護タクシー、介護タクシーわかば ほか

●福祉課障がい福祉係

☎985-4112

☎985-4155

4月から

福祉課に「保育幼稚園係」を新設しました

子育て支援の充実のため、4月から福祉課内に「保育幼稚園係」を新設しました。この係は、別窓口だった保育所と幼稚園の入所(園)申込みなどの事務を一括して行う係です。児童福祉係については、これまで通り手当や医療費関係の事務を行います。それぞれの係の主な仕事は下記の通りです。

新設により、子育てに関する情報を集約し、サービスの充実と事務の効率化を図ることで、「安心して子どもを生み、育てることが出来るまちづくり」を進めていきます。

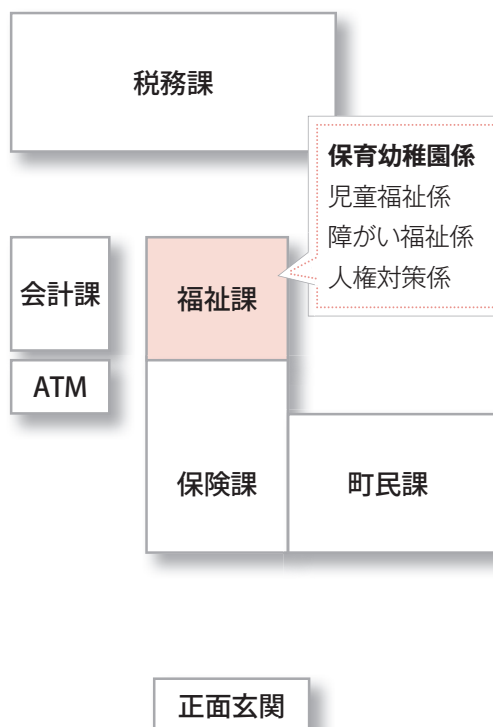
●福祉課保育幼稚園係

☎985-4116

▶福祉課子育て関連の各係の主な業務

保育幼稚園係	・保育所・幼稚園・認定こども園などの入所(園)に関すること ・町立保育所の管理運営に関すること
児童福祉係	・児童手当・児童扶養手当に関すること ・子ども医療費・ひとり親家庭医療費に関すること ・放課後児童クラブに関すること

1F 配置図



平成29年度

義農祭

義農作兵衛の遺徳をしのいで

享保の大飢饉の際、後世に麦種を残すため、自らの命を犠牲にして亡くなった義農作兵衛をしのび義農祭を開催します。

日時 4月23日⑩ 10時～

場所 義農公園

内容 式典、各種特産物などの即売、伝統芸能発表

●総務課企画政策係

☎985-4103

参加者募集

2nd Life University

介護予防講座

老後も今の元気な生活を送っていきたい人を対象に、健康づくりや介護予防の講座を行います。

▶日程 5月15日⑩・29日⑩、6月5日⑩・19日⑩、7月3日⑩・24日⑩、8月8日④・28日⑩
※詳細は、受講決定者にお知らせします。

▶場所 福祉センター2階集会室

▶対象 65歳から74歳の人で、教室の内容を自宅で実践する意志があり、おおむね全日程の参加ができる人

▶内容 足腰の筋力維持・向上、お口の健康、認知機能低下予防、バランスの良い食事、薬の正しい取り扱いなどについて、医療・介護の専門職が講座を行います。

▶定員 40人(先着順)

▶申し込み方法 電話申し込み ▶締め切り 5月12日④

▶申込先・問い合わせ

健康課地域包括支援センター係 ☎985-4205

DV

DV相談（本年度より連絡先変更）

福祉課で窓口・電話相談に応じます。

日時 平日8時30分～17時15分

場所 役場1階福祉課

内容 配偶者などからの暴力

☎福祉課人権対策係

☎985-4114

人権

人権相談（本年度より日程変更）

人権擁護委員が相談に応じます。

日時 毎月第4水曜日10～15時

※10月のみ23日⑤

場所 文化センター第2研修室

内容 家庭内、体罰やいじめなどの人権問題

当日連絡先 ☎985-1313（内線25）

役場や文化センターで、各種相談窓口を設けています。
毎月の「広報まさきお役立ちカレンダー」に日程などを掲載していますので、活用してください。

無料相談を活用しませんか



秘密厳守、相談無料です。

住まい

ハトのマークの不動産無料相談

伊予宅建協会主催で相談に応じます。

日時 毎月10日 13時～15時
（土・日・祝の場合は翌日）

場所 役場4階402会議室

内容 土地、建物、住まいのこと

☎伊予宅建協会 ☎984-7000

行政・行政書士

行政相談（行政に関すること）

日時 毎月25日10～15時

場所 役場4階401会議室

行政書士相談（要予約）

日時 毎月第1木曜日13～16時

場所 役場1階ロビー

内容 相続、成年後見、契約など

共通連絡先 ☎985-4103

住まい

すまいの相談

松前町ボランティア建築士グループ主催で相談に応じます。

日程 毎月第2火曜日

場所 役場1階ロビー

内容 耐震工事など

☎まちづくり課計画建築係

☎985-4124

	9:30～12:00	13:00～15:30		9:30～12:00	13:00～15:30
4/11	茂川 俊英	武智 清	10/10	松下 弘	川中 英明
5/9	窪田 博文	大政 晋	11/14	茂川 俊英	武智 清
6/13	篠原 治行	松下 弘	12/12	窪田 博文	大政 晋
7/11	川中 英明	茂川 俊英	1/9	篠原 治行	松下 弘
8/8	武智 清	窪田 博文	2/13	川中 英明	茂川 俊英
9/12	大政 晋	篠原 治行	3/13	武智 清	窪田 博文

▶お役立ちカレンダー 右側に連絡先、カレンダー内に実施日を掲載。社会福祉協議会が行う心配ごと相談は、社協だよりに詳細が載っています。



土地

境界問題と登記の相談

土地家屋調査士ボランティアグループ主催で相談に応じます。

日程 隔月第4火曜日

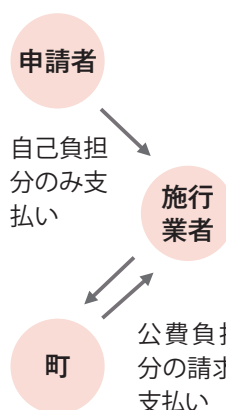
場所 役場1階ロビー

内容 境界や登記など土地のこと

☎まちづくり課計画建築係

☎985-4124

	10～12時	13～15時
4/25	西田 孝二	井早 耕治
6/27	本馬 泉	大政 晋
8/22	井早 耕治	西田 孝二
10/24	本馬 泉	大政 晋
12/19	西田 孝二	井早 耕治
2/27	大政 晋	本馬 泉



▼対象住宅
次の全てを満たす住宅
・町内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
・併用住宅のときは、住宅以外の用途の床面積が半分以上の住宅
・二階建て以下の住宅で、延べ面積が500㎡以下のもの
※枠組壁工法、丸太組工法、特別な認定を得た工法の住宅は対象外
▼対象者 住宅の所有者
▼その他 本年度から、補助の方法を「償還払い」だけでなく、「受領委任払い」を追加しています。



木造住宅を所有している人へ
耐震工事・老朽放置建物の除却を助成します

2 老朽放置建物除却

建物倒壊による災害などを防止するため、次の費用を助成します。

①新立・本村の一部地区 土地を寄付してもらうことで町が除却するために要する費用
②町内全地区 倒壊する恐れがある空き家を除去する工事の費用の一部

※②について、本年度から対象を町内全地区に拡大しています。

▼対象建物

次の全てを満たす建物

・昭和56年5月31日以前に着工された建物
・敷地内に所有者、管理者や占有者がおらず放置されている建物
・倒壊の恐れがある建物
▼対象者 建物除却の権限を持つ人



1 2 共通事項

▼受付期間 4月10日（月）～30年1月31日（水）

※先着順で受け付けます。申請前に窓口で相談してください。
☎まちづくり課計画建築係
☎985-4124

松前の防災力

総務課危機管理係
☎985-4103

地震に強い家に

耐震診断・耐震補強をしよう

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊による死者が約8割に上りました。自分や家族の命を守るため、住んでいる家をもう一度見直してみましょう。

▶どうして耐震診断や耐震補強が必要な

昭和56年以前に建てられた建物は、古い耐震基準で建てられているため、耐震性に問題がある可能性が高く危険です。56年以降の建物でも、バランスの悪い建物、地盤が弱い敷地に建てられた建物、壁・基礎にひび割れがある場合は、倒壊の危険があります。そこで、耐震診断をして家の状態を把握し、耐震補強を行って地震への備えをしておくことが大切です。

▶松前町でも建物倒壊で大きな被害

県発表の「地震被害想定調査報告書(平成25年12月)」における、南海トラフ巨大地震の建物倒壊(揺れ)による本町の被害想定は、最大で建物全壊3,055棟、半壊3,482棟となっています。

▶最後に

町内の約6,500棟の建物が全半壊する可能性がある結果を見ると、各家庭で対策を進める必要があることが分かります。

対策は、ホームセンターにある耐震シートや突っ張り棒を使って始めることができます。上の助成制度も活用し、地震に強い家にしましょう。

公共施設等総合管理計画を策定しました

公共施設などの建て替えにかかる費用などの問題に対応するため、管理に関する基本的な方針を定めた「松前町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

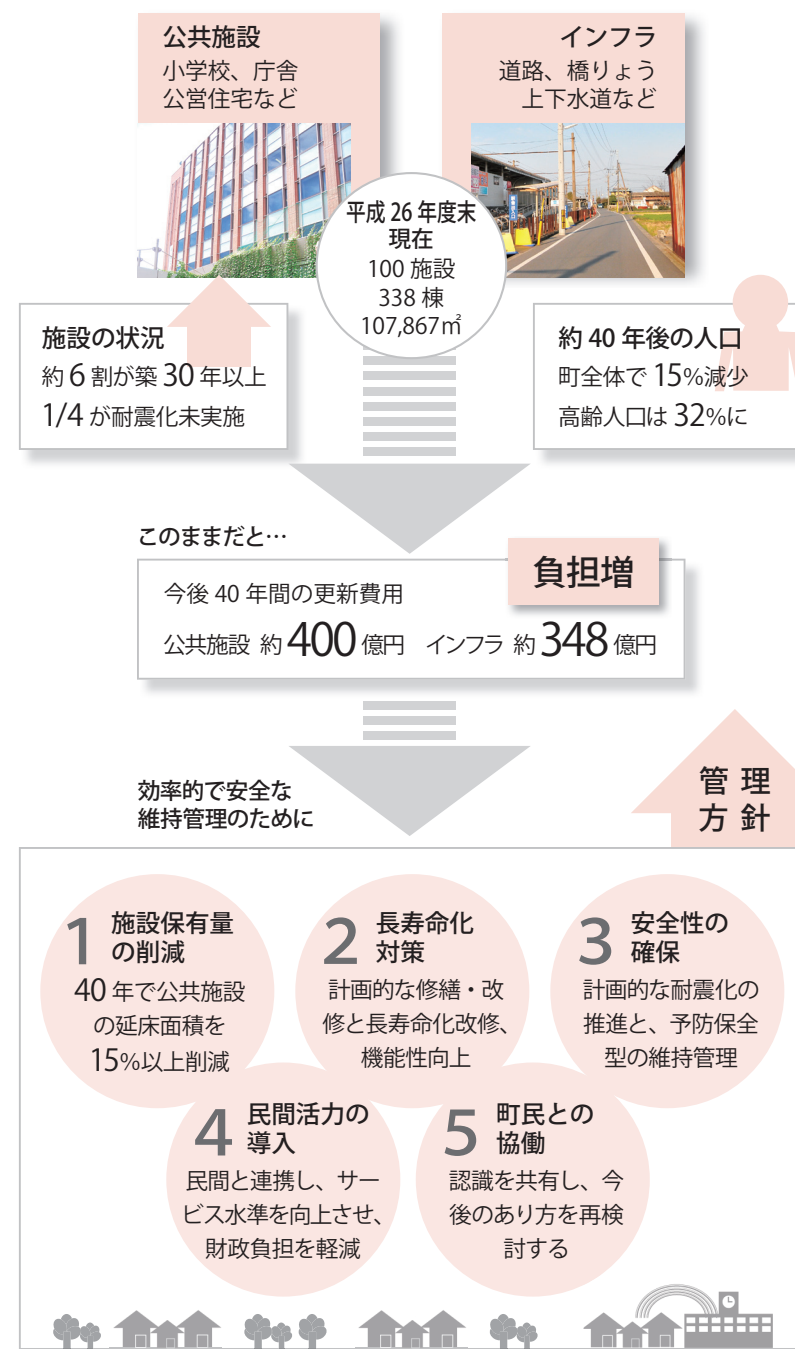
今後は、この計画を基本として、町民の皆さんと話し合いながら公共施設の効率的で効果的な管理運営

営を行うことで、財政負担を減らし、よりよいサービスが提供できるように努めていきます。

計画について詳しくは、町ホームページをご覧ください。

☎ 財政課入札財産係

☎ 985-4157



今年も行います

町政懇談会

昨年に引き続き、各地区で町政懇談会を行います。
日程は、回覧板を通じてお知らせしますので、そちらで確認してください。

昨年は、町政懇談会での意見を基に、各地区の遊具の設置や耐震診断の補助の方法などを見直しました。
今年も、より多くの皆さんの参加をお待ちしています。

☎ 総務課広報情報係 ☎ 985-4132



町営住宅の入居者を募集します

▼対象者（全ての条件を満たす人）

- ①町内に1年以上住んでいること
- ②同居する親族（婚姻関係と同様の事情にある人や近く婚約する人を含む）がいること。家族を故意または不自然に分離、合併する世帯は申し込みできません。
- ※次のいずれかに該当する人は単身入居を認めます。

- ・60歳以上の人
- ・身体障がい者（手帳1～4級）
- ・生活保護者など

- ③入居しようとする世帯員の収入月額合計が、条例で定められた基準内（一般世帯15万8000円）であること

- ④現在、住宅に困窮していること
- ⑤市町村税などを滞納していないこと

- ⑥暴力団員でないこと

- ⑦町営住宅の明け渡しを求められたことがないこと

- ⑧入居契約時に家賃3カ月分の敷金を納められること

- ⑨入居契約時に次の条件を全て満たす2人の連帯保証人がいること

- ・町内に住んでいること
- ・入居申込者と同程度以上の収入があること
- ・保証人同士が別世帯であること
- ・市町村税を滞納していないこと

▼家賃

毎年度、入居者の所得状況などから算定します。

▼住宅の設備について

【義農アパート・平松住宅】

テレビ用アンテナは、入居者負担になります。

【江川・改良住宅】

浴室がありますが、浴槽・給湯設備などは入居者負担になります。

▼申込書の配布・受付期間

4月10日（月）～28日（金）
8時30分～17時15分

※土・日曜日を除きます。

▼申し込み方法

申込書に、次の書類を添えて申し込みください。

・世帯全員の住民票の写し（本籍地と続柄が記載されたもの）

・平成28年度（27年中の所得）の所得証明書（マイナンバー提示により原則、省略可）

・市町村税の完納証明書

※申込書は、まちづくり課で配布しています。

※入居は、7月以降となる予定です。

▼申込先・問い合わせ

まちづくり課町営住宅係

☎ 985-4122

	募集住宅名	住所	階層	部屋数	浴室	トイレ	駐車場	共益費	家賃
1	義農アパート116号	筒井1360	1階	2K	なし	水洗	なし	あり	4,900～16,300円
2	平松住宅159号	浜880	3階	2K	なし	水洗	なし	あり	5,000～21,300円
3	江川住宅110号	筒井1260	2階	3DK	あり	水洗	なし	あり	13,100～34,900円
4	江川住宅404号	筒井1260	4階	3DK	あり	水洗	なし	あり	11,100～28,100円
5	江川住宅420号	筒井1260	4階	3DK	あり	水洗	なし	あり	11,100～28,100円
6	江川住宅424号	筒井1260	4階	3DK	あり	水洗	なし	あり	11,100～28,100円
7	改良住宅10-3号	筒井1253	2階	3DK	あり	水洗	なし	あり	17,000円

安心して農地の貸し借りをしませんか

安心して農地の貸し借りができる「利用権設定等促進事業」(下図)で、効率的な経営をしませんか。

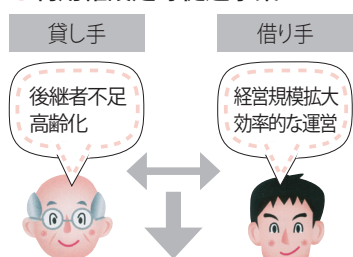
▼**メリット** ①貸した農地は必ず返ってくる②満了後の離作料は不要③利用権の再設定で継続も可能

▼**受付期間** 4月3日(月)～28日(金)

●農業委員会事務局

☎985-4131

◎利用権設定等促進事業



- ①申請書類の提出
②農業委員会の決定後、計画を公告し、貸し手の農地で借り手が経営開始
③双方へ期間満了通知後、貸し借り終了

特別弔慰金の請求手続きはお済みですか

戦後70年に当たり、国が戦没者などの遺族に「第10回特別弔慰金」を支給しています。対象となる人は、お早めの手続きをお願いします。

▼**対象者** 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順番による先順位者1人に支給されます。

①平成27年4月1日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
②戦没者などの子
③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時の生計関

係の有無などで順番が替わります。
④①～③以外の戦没者などの三親等内の親族
※戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

▼**支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債

▼**請求期限** 30年4月2日(月)

▼**その他** 戦没者などと請求者の続柄、生計関係や前回の弔慰金受給の有無などで、請求者の戸籍抄本(27年4月1日時点)以外に書類の提出が必要になることがあります。

●福祉課障がい福祉係

☎985-4155

松山西年金事務所で
年金相談の予約を受け付けています

松山西年金事務所では、年金相談をより丁寧に対応するため、予約相談の制度を設け、優先的に相談に応じています。

8月から、年金を受給するために必要な資格期間が10年に短縮されます。年金相談の混雑が予想されますので、ぜひ予約相談を利用してください。

▼**予約受付時間** 月曜日から金曜日の8時30分～16時

▼**予約方法** ①②のいずれかに電

話をして、予約してください。

①ねんきんダイヤル

☎0570-005-1165

②松山西年金事務所

(自動音声案内。1を選択後、2を選択)

▼**予約受付期間** 電話した日の翌日から1カ月先まで

●松山西年金事務所国民年金課

☎925-5110
町民課住民係

☎985-4106

確定申告が間違っていたら…

▼**税額を多く申告していた**
税務署にある更正の請求書で訂正します。平成28年分確定申告の更正が請求できる期間は、申告期限から5年以内です。

▼**税額を少なく申告していた・還付を受けた税額が多かった**
修正申告をしてください。税務署の調査前に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

▼**確定申告を忘れていた**
すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査前に申告すれば、無

申告加算税が軽減されます。

●松山税務署(自動音声案内)

☎941-9121

税務課町民税係

☎985-4110

【事業主の皆さんへ】

法人税額が、修正申告や更正・決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。

●税務課管理収納係

☎985-4109

4月から国民年金保険料が変わります

平成29年度の保険料は、月額1万6490円です(前年度より230円引き上げ)。

▼保険料の納付

4月上旬に日本年金機構から送られてくる「納付書」で、毎月の保険料を翌月末日までに納めます。

納付場所は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)やコンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

また、前納を利用すると保険料が割引になります(下表参照)。

▼学生納付特例申請について

所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が申請できます。

申請を希望する人で、前年度に学生納付特例制度が承認され、はがき式の申請書が送付された人は、必要事項を記入して郵便ポストへ投函してください。

初めて学生納付特例の申請をする人は、学生証が在学証明書(原本)、年金手帳、印鑑(シャチハタ不可)を持参し、町民課か年金事務所の手続きをしてください。

●松山西年金事務所国民年金課

☎925-5175

町民課住民係

☎985-4106

◎前納による割引後保険料

29年度	1カ月分	6カ月分		1年度分		2年度分	
	保険料	保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額
毎月納付	16,490円	98,940円	—	197,880円	—	395,760円	—
6カ月前納	—	98,140円	800円	196,280円	1,600円	392,560円	3,200円
1年前納	—	—	—	194,370円	3,510円	388,740円	7,020円
2年前納	—	—	—	—	—	379,560円	14,400円

※6カ月前納の1年度分…6カ月ずつを2回に分けて納付した場合。1年前納の2年度分…1年ずつを2回に分けて納付した場合。

保険料や税の仮徴収が始まります

保険料や税を年金天引き(特別徴収)で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。

保険料(税)額決定までは、原則2月と同額を納めてもらい、10月以降の本徴収で調整します。

▼対象保険料・税

- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 国民健康保険税
- 町県民税

●保険課保険料係(保険料のこと)

税務課町民税係(税のこと)

☎985-4227

☎985-4110

納付月	徴収区分
4月	仮徴収 平成29年2月と同額 (町県民税は公的年金に係る28年度税額の1/6相当額)
6月	
8月	
10月	本徴収 年間保険料(税)額ー 仮徴収納付額
12月	
30年2月	

平成29年度
納税の期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	5月1日	4月25日
	2	7月31日	7月25日
	3	12月25日	12月25日
	4	H30 2月28日	H30 2月26日
軽自動車税	全期	5月31日	5月25日
	第1・全期	6月30日	6月26日
	2	8月31日	8月25日
	3	10月31日	10月25日
町県民税	4	H30 1月31日	H30 1月25日
	第1・全期	7月31日	7月25日
	2	8月31日	8月25日
	3	10月2日	9月25日
国民健康保険税	4	10月31日	10月25日
	5	11月30日	11月27日
	6	12月25日	12月25日
	7	H30 1月31日	H30 1月25日
	8	2月28日	2月26日
	9	4月2日	3月26日

※口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日(1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)にもう一度口座振替します。

●税務課管理収納係 ☎985-4109